

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

| 法令名 | 資料番号 | 33 | 担当課 | 環境・ゼロカーボン推進課 |
|--|------|-------|----------|--------------------------|
| 大気汚染防止法 | 根拠条項 | 17の11 | 不利益処分の種類 | 揮発性有機化合物排出施設に係る構造等の改善命令等 |
| 大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号） | | | | |
| (排出基準) | | | | |
| 第十七条の四 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。 | | | | |
| (改善命令等) | | | | |
| 第十七条の十一 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。 | | | | |
| 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号） | | | | |
| (揮発性有機化合物の排出基準) | | | | |
| 第十五条の二 法第十七条の四の規定による揮発性有機化合物に係る排出基準は、環境大臣が定める測定法により測定された揮発性有機化合物濃度が、排出ガス一立方メートルにつき、別表第五の二の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量（炭素数が一の揮発性有機化合物の容量に換算したもの）であることとする。 | | | | |